

妻籠水道水源保全地区における行為の事前協議に関する意見について

(1) 行為地及び行為地周辺の状況

妻籠の水源は簡易水道だけでなく、地形上の制約から個人水道に利用している町民もいる状況である。

簡易水道の主たる水源は、2箇所である。いずれも湧水であり、法定の滅菌処理のみで飲料水として配水できる良質な水である。

また、保全地区周辺は古くからがけ崩れの常襲地帯であり、明治以降砂防治山事業等が多く実施されている。

(2) 施行方法等の適否

施行方法等については、事前協議書ならびに関係法令に従って実施すること、長野県環境影響評価技術委員会及び長野県水環境保全条例の専門委員会の技術的見地からの指導に基いて実施することを徹底するよう JR 東海に対し指導されたい。

さらに、県が異なるとしても、隣接する岐阜県側からの工事については、保全地区の水道水源に対して直接影響を及ぼす可能性があるため、施工による影響についての説明をすることと、南木曾町から流出する水資源の対策を事前協議書に明記するべきである。また、岐阜県と南木曾町の両方向から掘削を行う今回の工事は、施行方法等様々な面で不可分一体的に検討し、調整をとっていくことが必要であるため、町への情報提供について今以上の頻度で実施するよう JR 東海に対し指導されたい。

(3) 水道水源の水質及び水量等に及ぼす影響に関する意見

施工にあたっては事前の準備を含め万全の体制で臨むとともに、将来にわたって長野県水環境保全条例の主旨である水源の水質・水量に影響を及ぼさない方法をもって施工するよう指導されたい。

(4) 同意に関する意見及び同意する場合の条件

将来にわたって水源の水質・水量に影響を及ぼさないための方法をもって施工すること。但し、影響が想定される、あるいは出た場合における取り決めや事前措置等について予め町と JR 東海とで文書により確約することが同意する場合の条件である。

また、専門委員会にて説明した南木曾町簡易水道事業に係る意見も添付するので、地元の不安を解消するための措置を指導されたい。

(5) その他参考になる事項

町民から出されている意見を参考意見として添付するので、審議会の答申にあたり配慮されたい。

《専門委員会内で説明された南木曾町簡易水道事業に係る意見》

水道事業者の見解として、「保全地区内の調査」、「岐阜県中津川市山口工区の工事」、「万が一の対策」、の3点について考えを述べます。

工事中の水源の水量・水質の状況を定期的に把握することが必要であり、保全地区内の調査方法などについて次の意見を申し上げます。適切な調査の実施を指導していただきたい。

- ・事後調査・モニタリング調査及び JR 東海の独自調査データの公表については、月ごとに期日を定めて町に公表すること。
- ・湧水の状況をより正確に確認するため、妻籠第1水源付近に浅い観測井を設け、現在の JR の深い層の観測井のデータと併せて、毎月、町に報告すること。また、第1水源、第2水源付近の湧水の状況と利用状況を再確認し、湧水をモニタリング調査すること。
- ・トンネル湧水の状況を町に毎月公表すること。大量の湧水が出た場合などは、即時に町に連絡すること。
- ・事後調査等への同行、トンネル湧水の状況などを確認するため、工事現場への立ち入りについて許可すること。

次に、岐阜県中津川市山口工区の工事について申し上げます。岐阜県中津川市山口は、平成の町村合併で岐阜県に越県合併する以前は、長野県山口村とされており、妻籠水道水源と同様に、長野県の水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定を受けていました。山口の斜坑から掘削を進め、妻籠水道水源保全地区内でトンネル工事を行う計画となっておりますが、岐阜県側からの情報収集は難しいというのが現状です。JR の岐阜県リニア工事事務所が水道水源の保全に関し、長野県環境審議会での審議を通じて、しっかりした認識を持っていただけるのかという不安があります。このように、水道水源保全地区内の工事は、長野県側からの工事と岐阜県側からの工事の2工区になること、工事事務所が2か所になること、これを重大に受け止めていただき、JR に対して関係者間の情報の公表と適切な指導をしていただきたい。

最後に万が一の対応について申し上げます。水道水源が枯渇・減水しないような対策を講じ、保全することが最も重要であり、これが水環境保全条例の目的であることは承知しております。水道事業を運営する町として、住民生活を守るためには、万が一の場合を想定した対応を町と JR とで協議確認し、予めその対策を確保しておくことが必要です。また、妻籠水道水源は、三留野地区まで給水可能な水源であり、災害時の想定を含む対策についての確認も必要です。次の意見を申し上げますとともに、万が一の場合の

適切な対応を指導していただきたい。

- 水道水源の減水・枯渇を想定して、工事着工前に万が一の場合の対応を確認し確認書を締結する。内容としては、①町へのデータの公表方法、②応急給水対策、③工事前の水源確保を含む恒久給水対策、④災害時の対応、⑤簡易水道事業の経営補償、⑥個人水道への対応、について確認すること。
- 保全地区の水資源は、水道水源のみならず生活用水や農業用水に利用されている。同時に、妻籠宿の美しい景観を作り出している重要な水源でもあるため、こうした水利用の対策についても併せて確認すること。

【参考意見】

《町民意見》

- ・ 行為地及び行為地周辺は、妻籠地区における水利の根幹地区。保全区域内を水源とする水は、多くの町民が灌漑・飲用・消火等のために利用しており、生活全般を支える重要な資源となっている。とりわけ飲用水は三留野地区まで供給されている重要な水源である。
- ・ 水環境の変化により、日常生活のほか、景観保全を優先している妻籠地区においては、生態系や観光への影響が懸念される。
- ・ 良質な水が安定的に確保できる貴重な水源であり、他に変わり得る水源はなく、代用や水量・水質の変化を望んではいない。
- ・ 環境影響評価書による対応はあくまで最低ラインとして捉えていただきたい。地域の実態や災害をはじめとした町民の懸念事項をしっかりと加味した上で、緊急事態においても適切な対応がとれるよう万全の備えをしていただきたい。
- ・ トンネルに関する安全策の記述はあるが、水道水源及び周辺の表流水に対する記述及びその保全策が事前協議書に記載されていないので、水道水源保全条例の趣旨に鑑み、記載をするよう指導をお願いしたい。
- ・ 工事着手前に、事業全体的観点からアセスメントについて詳細にわたり、どのような対応をするのか、どのような対応ができるのか、町民に向けた説明会の開催をお願いしたい。
- ・ 工事車両の通行や工事に係る事項、工作物についても、引き続き町に事前協議をし、同意を得た上で作業を行っていただきたい。個別的な文書による確認が必要と町で判断した場合、工事着手前に確認書ないし協定書の締結をしていただきたい。
- ・ 水源があるとわかっていながら現在のルートに決めたというのであるから、今後生ずるあらゆる水資源に関する住民側に不利益をもたらす事象については、将来にわたって基本的に JR 東海が無条件に補償すること。JR 東海が行えない場合には、工事認可をした国が補償すること。